

大規模災害時廃棄物対策北海道ブロック協議会
令和8年度エリア分科会
災害廃棄物処理に関する情報提供

令和8年7月30日

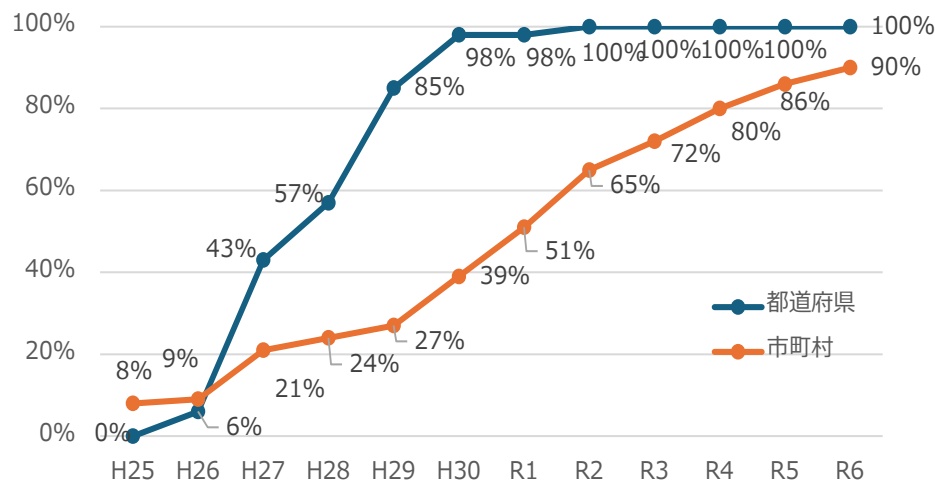
目次

- ① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律について
 - ② 近年の災害発生及び災害廃棄物処理状況について
-

災害廃棄物処理に関する状況・推進について

- 令和6年能登半島地震等の災害の教訓を踏まえ、災害廃棄物の処理を推進する措置が必要。
 - 平時の備えについて、災害廃棄物処理計画の策定率は**市町村では90%に留まり**、計画策定済の市町村でも**重要な事項の反映が不十分な状況**から、計画策定等の**準備を平時に推進することが必要**。
 - 発災時に既存の民間の廃棄物処理施設・処理業者を最大限活用していくためには、**災害廃棄物処理の特例措置を更に拡充していくことが必要**。
 - こうした平時、発災時の災害廃棄物対応を進めるための自治体のマンパワー・ノウハウ不足が大きな課題であり、**安定的に支援を行う体制等の構築が必要**。

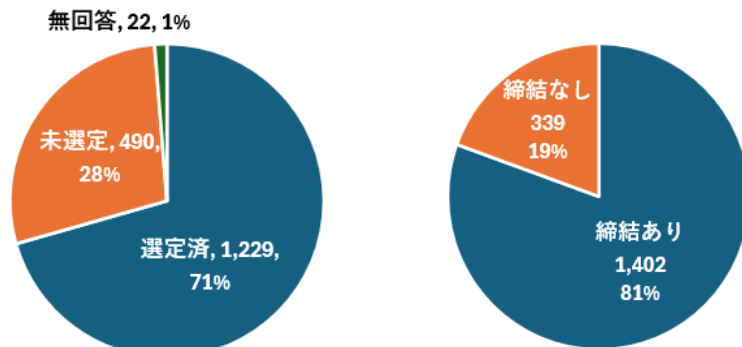
災害廃棄物処理計画の策定率の推移



都道府県・市町村の災害廃棄物処理計画策定率
(令和6年度末時点)

計画に盛り込むべき重要な事項(※)の反映状況

- ※計画に盛り込むべき重要な事項(主なもの)
- ✓ 仮置場候補地の選定
 - ✓ 周辺自治体や民間事業者との協定締結
 - ✓ 水害に対する被害想定 等



市町村の仮置場候補地選定率 市町村の災害支援協定締結率
(令和6年度末時点)

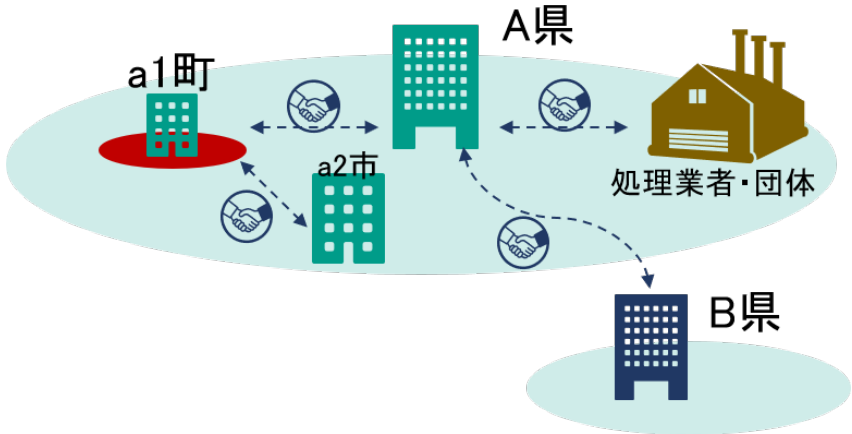
出典:「廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律について」(環境省令和8年7月)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律について
災害廃棄物の処理に関する協定の締結、計画の記載事項追加(新設)

- 都道府県及び市町村は、廃棄物処理業者等との間において、非常災害廃棄物の処理に関する協定を締結するよう努めなければならないものとする。(第5条の6の2、第6条の4関係)
- 市町村が定める一般廃棄物処理計画の記載事項に、非常災害時における一般廃棄物の適正な処理等に関する施策に関する事項を追加する。(第6条関係)

平時のうちから関係者と協定を締結するとともに、計画を定めておくことで、
発災後の迅速な対応を可能とする。

協定締結のイメージ



※例えばa1町が被災した場合、A県・a2市、A県内処理業者・団体等に支援を求めるほか、A県全域が被災した場合には、隣接するB県等に支援を求める協定を想定

計画の記載事項の追加

一般廃棄物処理計画(法定)

①一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み

②一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項

③分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分

④一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

⑤一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

⑥非常災害時における④⑤に掲げる事項に関する施策に関する事項

現行の規定
追加

今般の改正に伴う各市町村における計画策定をJESCOが支援
地域防災計画等の他の計画との一体策定等、柔軟な制度運用となるよう周知・助言する

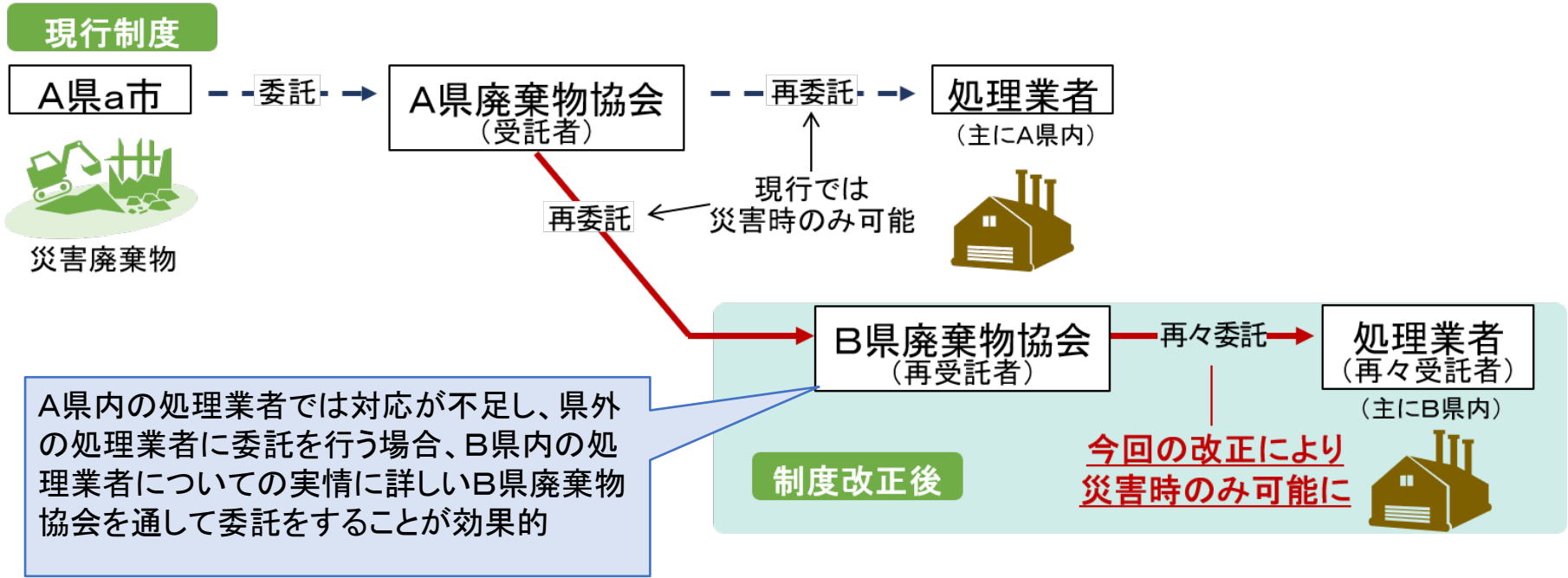
廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律について
災害廃棄物処理の再々委託の規定整備(新設)

- 市町村から非常災害廃棄物の処理の委託を受けた者(非常災害廃棄物処理受託者)が、当該処理を他人(非常災害廃棄物処理再受託者)に再委託すること及び非常災害廃棄物処理再受託者が当該処理を他人に再々委託することができるものとする。(第6条の2関係)

➡ 現行制度では災害廃棄物の処理の再委託が可能であるものを、
再々委託まで可能とし、**効率的な災害廃棄物の処理を可能とする。**

※廃棄物処理法では、廃棄物の処理責任の所在を不明確にし、不適正な処理を誘発するため再委託を厳しく制限している。

災害時の委託の流れ

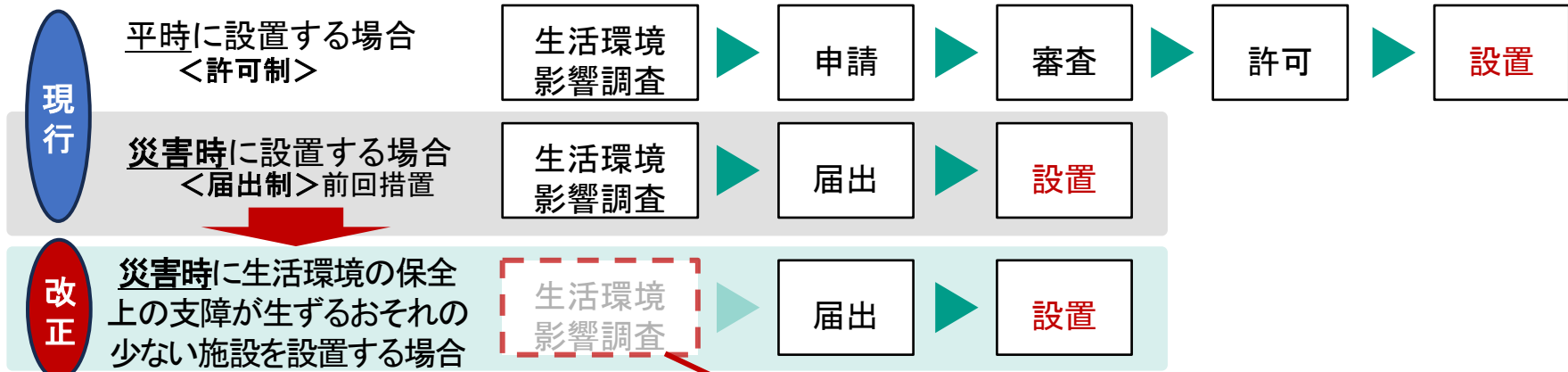


廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律について
非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置の特例(改正)

❑ 非常災害廃棄物処理受託者等は、非常災害廃棄物の処分を行うための一般廃棄物処理施設（繊維くずの破砕施設その他の生活環境の保全上の支障が生ずるおそれの少ないもの）を設置するためにその旨を都道府県知事に届け出る場合は、生活環境影響調査の結果を記載した書類の添付を省略することができるものとする。（第9条の3の3関係）

➡ 生活環境の保全上の支障が生ずるおそれの少ない施設の設置に関する手続きを合理化し、**当該施設の設置に要する期間を短縮する。**

設置に係る主な手続



生活環境の保全上の支障が生ずるおそれの少ない施設の例

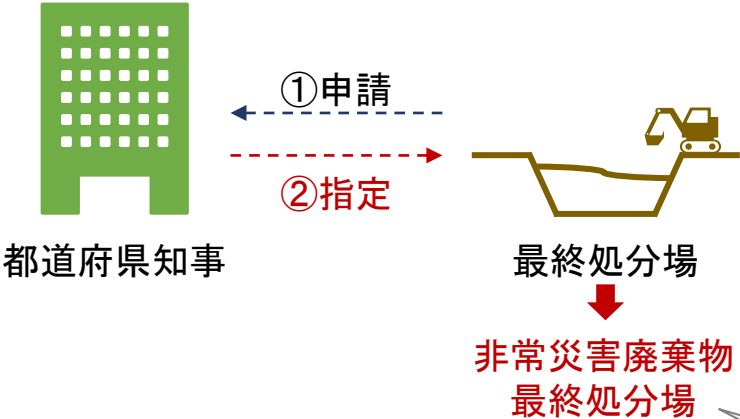
生活環境影響調査の添付を省略可能とし、
調査に要する期間を短縮

産業廃棄物処理業者が保有する既存施設も対象

左: 廃石膏ボード再生専用の破砕施設
右: 廃畳専用の切断施設(繊維くずの破砕施設)

- 都道府県知事は、一般廃棄物の最終処分場等であって基準に適合すると認められるものの設置者を、その申請に基づき、非常災害廃棄物最終処分場の設置者として指定することができるものとし、当該設置者は、非常災害廃棄物の処分の委託を受けることを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、当該委託を受けなければならないものとする。
(第9条の3の4関係)

埋め立てざるを得ない災害廃棄物の最終処分場を平時から確保し、
発災時に円滑かつ迅速に処理する体制を構築可能にする。



埋め立てざるを得ない廃棄物の例



廃棄物処理施設に対して義務付けられている定期検査を免除。

廃棄物処理法、中間貯蔵・環境安全事業株式会社法の一部改正 専門支援機関への委託・JESCO事業への災害廃棄物事業の追加

- 国は、非常災害廃棄物の適正な処理の円滑かつ迅速な実施に関する情報及び技術的知識の提供並びに調査研究及び技術開発を推進するとともに、当該事務を中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）その他の機関に委託することができることとする。（廃掃法第23条の2の2関係）
- JESCOの事業として次の（１）（２）を追加する。
 - （１）市町村又は都道府県に対し、非常災害廃棄物の処理の方策に関する提案、非常災害廃棄物の処理に関する知識を有する者の派遣その他の非常災害廃棄物の適正な処理の円滑かつ迅速な実施を図るために必要な援助を行うこと。（第7条第1項第5号関係） **※災害時の事業**
 - （２）国の委託を受けて、非常災害廃棄物の適正な処理の円滑かつ迅速な実施に関する情報及び技術的知識の提供並びに調査研究及び技術開発を行うこと。（第7条第1項第6号関係） **※平時の事業**

➡ **専門支援機関（JESCO）が国の事業の一部を担うことにより、
平時・災害時のいずれにおいても人員・専門的知見が不足する自治体を支援**



仮置場設置の技術的助言（穴水町）



ドローンを用いた災害廃棄物搬入量の把握（輪島市）

- 被災自治体が単独で膨大な災害廃棄物処理を実施することは困難であり、環境省等の支援が前提。
- 大雨等の災害増加による被害の広域化・複合化や自治体の人員・専門的知見の不足から、環境省のみで災害現場の支援を担うことは限界があり、平時から経験・ノウハウを蓄積した専門支援機関が環境省と連携して、被災自治体の災害廃棄物処理を支援することが効果的。
- 中間貯蔵事業等にて廃棄物の収集から処理までの一連の事業の実施により得た経験・ノウハウや関係機関とのネットワーク基盤があり、災害支援実績も有するJESCOが専門支援機関として事業を実施。

専門支援機関が実施予定の事業

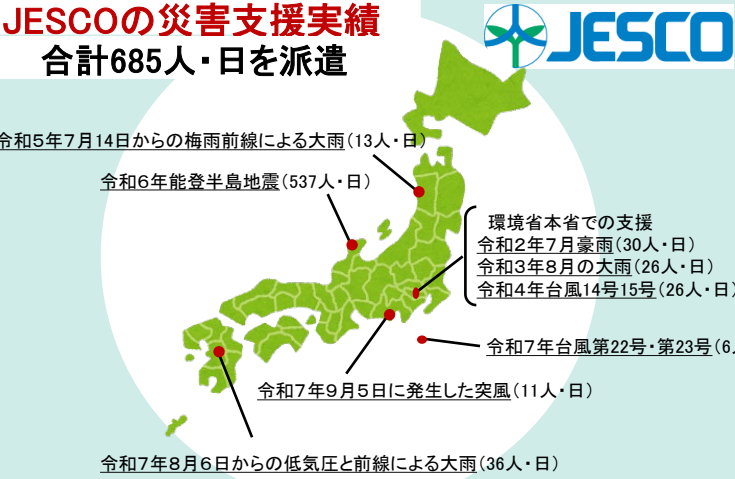
平時	- 災害廃棄物処理計画、災害支援協定に係る技術的助言 - 処理の進捗管理のためのデジタル支援ツールの整備・運営 - 処理困難な災害廃棄物の適正処理に関する研究・開発 等	災害時	- 現地への職員派遣、被害状況調査 - デジタル支援ツールの提供 - 発注・契約・施工管理等の各種事務支援 等
----	--	-----	---

中間貯蔵・環境安全事業株式会社(JESCO)概要

- JESCO法に基づき設置された国が100%出資する特殊会社
 - PCB廃棄物処理事業、中間貯蔵事業に加え、現行法※の範囲内で、環境省とともに災害廃棄物処理に係る自治体支援を実施。
- ※JESCO法第7条 会社は、(中略)次に掲げる事業を営むものとする。
第5号 環境の保全に関する情報及び技術的知識の提供を行うこと

これまでの主な支援内容

- ✓ 廃棄物処理施設の被災状況の情報集約・整理
- ✓ ドローンを用いた仮置場状況の確認・廃棄物量の把握等
- ✓ 広域処理に係る受入自治体との調整や進捗管理
- ✓ 被災自治体と処理支援者とのマッチング支援



目次

- ① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律について
 - ② 近年の災害発生及び災害廃棄物処理状況について
-

近年の災害発生及び災害廃棄物処理状況について

- ✓ 近年、地震・豪雨を主として大規模な災害が多発している
- ✓ 災害が発生すると一度の大量の廃棄物が発生する。
- ✓ 災害廃棄物は一般廃棄物であるため、自治体が処理の主体を担う



出典：環境省，災害廃棄物対策フォトチャンネル<https://policies.env.go.jp/recycle/disaster_waste/photo_channel/>

近年の災害発生及び災害廃棄物処理状況について

大規模な災害と災害廃棄物発生量・処理期間¹⁾

発生年	災害名	※災害廃棄物発生量	処理期間
1995年1月	阪神・淡路大震災	約1500万トン	約3年
2011年3月	東日本大震災	約3100万トン (津波堆積物1100万トン含む)	約3年 (福島県除く)
2014年8月	広島土砂災害	約52万トン	約1.5年
2015年9月	関東・東北豪雨	約5.2万トン	約1年
2018年4月	熊本地震	約311万トン	約2年
2018年7月	西日本豪雨災害	約190万トン (主要被災地の岡山、広島、愛媛の合計)	約2年
2018年9月	北海道胆振東部地震	約7.4万トン	約2年
2019年9・10月	令和元年房総半島台風及び令和元年東日本台風	約116万トン(令和3年8月時点)	約2年

災害時の廃棄物について

上記表では、住民が自宅内にある被災したものを片付ける際に排出される片付けごみ、損壊家屋の撤去(必要に応じて解体)等に伴い排出される廃棄物を示す。
災害時に発生する他の廃棄物(家庭から排出される通常の「生活ごみ」や、避難所から排出される「避難所ごみ」、仮設トイレ等からのくみ取りし尿、災害に伴って便槽に流入した汚水である「し尿」)は含まれていない。

処理施設の被災について

胆振東部地震では、表層崩壊により約49百万m³の土砂が発生したと推計される。²⁾被災した安平町では処理場までの道路が土砂崩れにより約1か月半寸断された。³⁾

✓ 災害時は様々な制約が生じる中、通常発生する一般廃棄物に加え、災害廃棄物の処理を行う必要がある。

出典 1)総務省, 令和4年, 「災害廃棄物対策に関する行政評価・監視」
2)村上ら, 2020, 平成30年北海道胆振東部地震で発生した土砂量と倒木量の推定
3)環境省北海道地方環境事務所, 令和3年, 平成30年北海道胆振東部地震により発生した災害廃棄物処理の記録

近年の災害発生及び災害廃棄物処理状況について

令和7年8月豪雨(熊本県)

- …10日から11日にかけて、熊本地方を中心に猛烈な雨や非常に激しい雨が降り、記録的短時間大雨情報が発表された。
- …熊本県内広範囲にわたって局所的に甚大な被害が発生
＜人的被害30名 住家被害8,481棟 被害額約1,872億円＞



道路崩壊（甲佐町）



法面崩壊（上天草市）



浸水被災店舗（玉名市）

熊本県の対応（「令和7年8月豪雨からの復旧・復興プラン」令和7年12月資料より）

- 被災者から搬出された災害廃棄物（片付けごみ）の処理は完了し、被災市町村において、全壊建物に係る公費解体に着手。
- 宅地内に堆積した土砂については、環境省、国土交通省の事業を活用して撤去に着手し、道路や河川、宅地内に堆積した災害発生土砂については、新規県営工業団地（八代市事業区）予定地の一部への仮置きを実施。
- 被害にあったい草の原草、肥料、農薬等を環境省、農林水産省の連携した取扱いにより災害廃棄物として処理。

近年の災害発生及び災害廃棄物処理状況について

令和7年8月豪雨(熊本県)

<課題>

- 災害廃棄物の早期適正処理について、平成28年熊本地震や令和2年7月豪雨の被災市町村では、過去の経験を活かし迅速かつ的確に対応できたが、近年大きな災害を経験していない市町村では処理体制構築等の対応に係る負担が大きかった。

<改善の方向性>

平常時から、災害発生時を見据えた災害廃棄物の早期適正処理体制の構築や、災害対応力の向上を進めておく必要がある。
⇒「顔の見える関係づくり」「災害廃棄物処理のノウハウ継承」

<概ね3年間で達成すべき目標>

- ① 被災市町村のスケジュールに即した、可能な限り早期の災害廃棄物処理完了。(※市町村の処理量に応じ速やかに実施。)
- ② 災害廃棄物の早期適正処理のため協力が不可欠な、市町村、九州地方環境事務所、関係機関((一社)熊本県産業資源循環協会等)との間で、平常時から緊密な連携体制を構築する。
- ③ 県内で、いつ、どこで災害が発生しても早期に適正処理ができるよう、平常時から市町村の災害廃棄物に係る対応力の向上を図る。

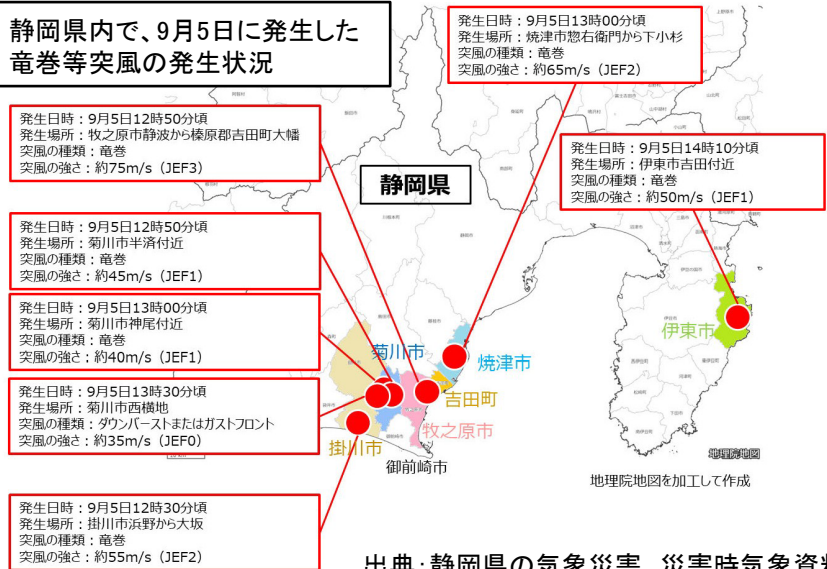
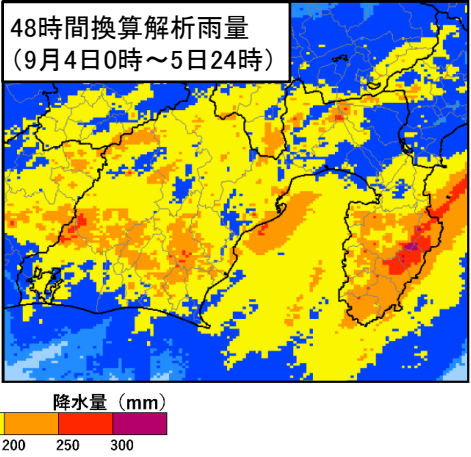
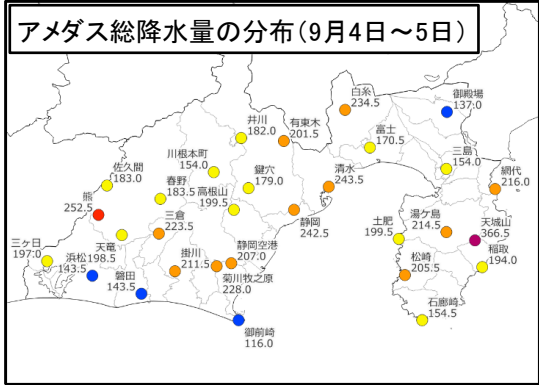
3 年 間 の 取 組 み ロ ー ド マ ッ プ	取組内容	R7年度 (2025年度)	R8年度 (2026年度)	R9年度 (2027年度)
	①災害廃棄物の 処理完了	被災市町村のスケジュールに即した、可能な限り 早期の災害廃棄物処理完了に向けて、市町村に おける災害廃棄物処理(公費解体手続等を含む) を支援 ※国の災害等廃棄物処理事業費補助金は R8(2026)まで活用(見込)		
	②早期適正処理 に係る連携体制 の構築	災害廃棄物処理対策連絡協議会の設置 情報共有会議、市町村担当課長会議 など		
	③市町村の災害 廃棄物に係る対 応力の向上	市町村職員等への災害廃棄物処理に係る普及啓発 ・新任担当職員研修 ・市町村の防災会議等で災害廃棄物処理をテーマに取り上げ、 幹部職員の意識向上を図る ・ロールプレイング方式による図上演習 など 市町村の災害廃棄物処理に関する技術的支援 ・市町村廃棄物処理計画の見直しの支援 ・(災害廃棄物に係る)位置・場選定、設置、運営等に関すること ・災害発生時の個別事業への助言 ・災害対応後の検証、提言 など		

近年の災害発生及び災害廃棄物処理状況について

令和7年台風第15号(静岡県)

…令和7年9月5日、静岡県は令和7年9月5日に台風第15号の影響で、河川の増水、低地の浸水及び土砂崩れにより、住家等に被害が発生した。さらに複数の市町で竜巻などによる突風が発生し、多数の家屋等の屋根の飛散や電柱の折損などの物的被害や人的被害も発生した。また、交通障害やライフラインへの大きな影響もあった。

- アメダス総降水量は、天城山(伊豆市)で366.5mm、熊(浜松市天竜区)で252.5mmを観測した。
- 1時間降水量は、菊川牧之原(菊川市)で127.0mm、静岡空港(牧之原市)で113.0mm、網代(熱海市)で96.5mm、掛川(掛川市)で94.0mmを観測し、統計開始以来の1位を更新した。



発生場所	種類	突風の強さ
牧之原市静波 ～ 榛原郡吉田町大幡	竜巻	約75m/s
焼津市惣右衛門 ～ 下小杉	竜巻	約65m/s
掛川市浜野 ～ 大坂	竜巻	約55m/s
伊東市吉田付近	竜巻	約50m/s
菊川市半済付近	竜巻	約45m/s
菊川市神尾付近	竜巻	約40m/s
菊川市西横地付近	ダウンバーストまたはガストフロント	約35m/s

近年の災害発生及び災害廃棄物処理状況について

令和7年台風第15号(静岡県)

静岡県掛川市の対応

(全国自治体情報「台風15号被害による災害ごみの処理方法(掛川市)」より)

- ・ 市民・事業者ともに、環境資源ギャラリー(掛川市満水2319)で災害ごみの無料受け入れを実施。
- ・ 受け入れ可能なごみは、燃えるごみ、燃えないごみ、瓦、金属くず、畳、木くず、家具、布団、ガレキなどとし、家電リサイクル法対象家電は不可。

静岡県牧之原市の対応

(読売新聞「牧之原災害ごみ処理課題 台風15号 仮置き場増設、搬出急ぐ」令和7年9月17日より)

- ・ 静波海岸駐車場の約5000平方メートルを仮置き場にしたが、すぐに満杯となり、7日に東萩間の県有地を借りて仮置き場を増設。
- ・ 16日昼時点で、2か所の仮置き場に延べ約3900台の車両が災害ごみを運び込まれた。
- ・ 10日から運搬業者に委託し、仮置き場からの搬出も始めた。

静岡県の対応(台風第15号による被害等への県の対応について【第37報】より)

- ・ 環境省関東地方環境事務所と9月8日(月)に牧之原市及び吉田町、9日(火)に菊川市、藤枝市及び焼津市における災害廃棄物の処理状況の調査を実施。
- ・ 仮置場からの災害廃棄物の搬出等について、被災市町から支援要請があったことから、平成19年度に県産業廃棄物協会と締結した協定に基づき、協会へ協力を要請。

3 人的・物的被害の状況(被害原因(竜巻・大雨等)の内訳は不明)

市 町	人的被害(単位:人)					物的被害(単位:棟数)							
	死者	うち災害関連死	行方不明	重傷	軽傷	住家						非住家 ^{※1}	
						全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水	小計	公共建物	その他
伊東市					1		2	14			16		8
静岡市							6	13	8	30	57		
焼津市					2		4	209	2	10	225		
藤枝市							12	5	7	34	58		
島田市								6	1	34	41		
牧之原市				11	64	73	268	993		6	1,340		31
吉田町	1 ^{※2}			4	7	3	24	393		3	423		41
浜松市 ^{※3}					1								
磐田市										1	1		
掛川市							2	26		14	42		
袋井市										6	6		3
御前崎市							1	18		1	20	3	34
菊川市								75	4	52	131		
計	1			15	75	76	319	1,752	22	191	2,360	3	117

※1 物的被害の非住家は、半壊以上の被害である。

※2 吉田町の死者の詳細

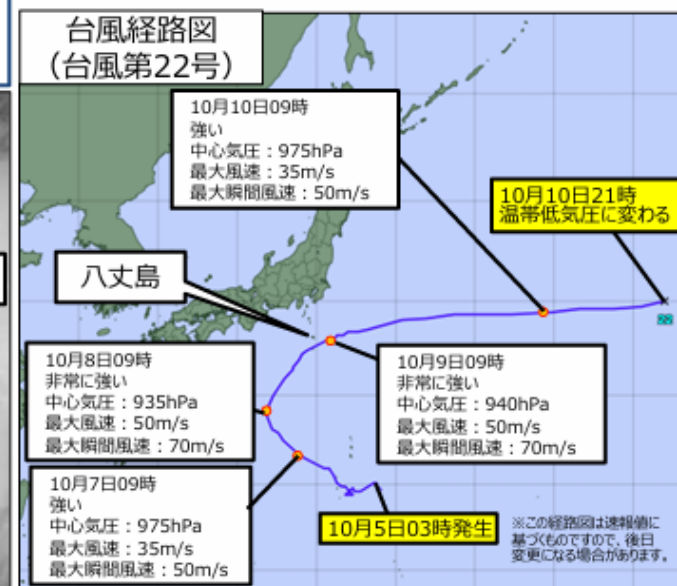
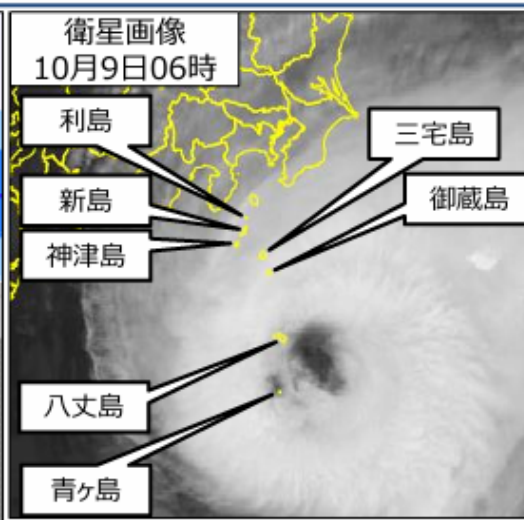
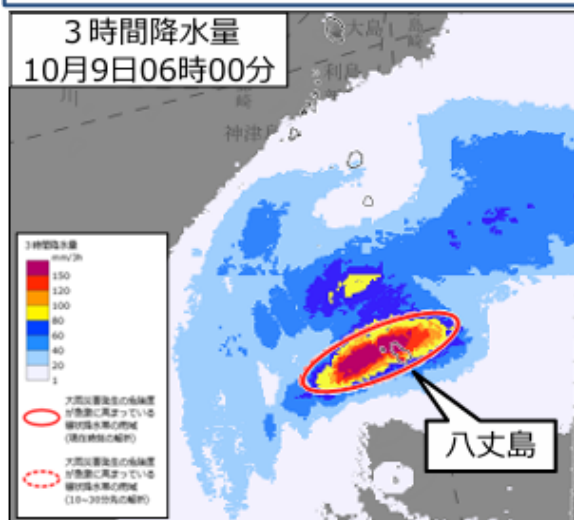
近年の災害発生及び災害廃棄物処理状況について

令和7年台風第22号及び第23号

- …八丈島内全域で台風の暴風による屋根の飛散や外壁損壊、さらに、線状降水帯による大雨と暴風、斜面崩壊による土砂災害が発生。
- …伊豆諸島では風が強まり最大風速30m/sを超える猛烈な風を観測し、八丈町では10月の最大風速の1位の値を更新した。

■ 人的・住家被害（令和7年10月13日10時00分消防庁とりまとめによる）

- ・死者、負傷者なし
- ・多数の建物被害あり（調査中）



左：東京都伊豆諸島に線状降水帯が解析された時の3時間降水量 中央：台風が伊豆諸島付近を通過した時の気象衛星画像 右：台風経路図

近年の災害発生及び災害廃棄物処理状況について

令和7年台風第22号及び第23号

東京都八丈町の対応

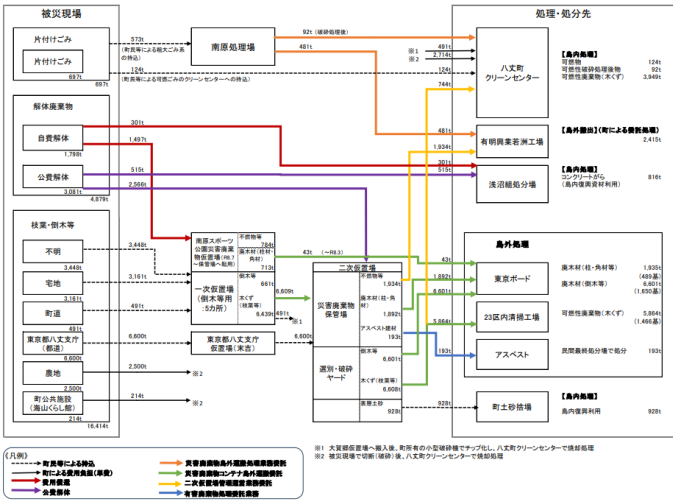
（「令和7年台風第22号・第23号による暴風・大雨に係る八丈町災害廃棄物等処理実行計画」第2版より）

- ・ 発災後、家屋等から排出される片付けごみや自費解体に伴い排出された災害廃棄物の仮置場への搬出が行われ、令和8年4月以降、損壊家屋等の公費解体や枝葉や倒木の回収も本格的に開始。
- ・ 島内処理だけは目標期間内での処理が難しいため、島内で前処理（選別、破碎処理等）を行った上で、島外へ搬出し、目標処理期間内での処理完了を目指す。
- ・ 町が有明興業（株）への委託により、南原処理場で計量等を行った上で、有明コンテナ（8m³）に積込みを行い、有明興業（株）の若洲工場へ島外搬出（町による島外処理）。

東京都の対応

（「令和7年台風第22号・第23号による暴風・大雨に係る八丈町災害廃棄物等処理実行計画」第2版より）

- ・ 東京都及び公社の3者で締結した「災害廃棄物の処理に関する基本協定書」により、東京都が島内外処理に係る総合調整を担うほか、島外処理に係る船舶輸送、内地での陸送及び内地での処理委託については、公社が、町から災害廃棄物等の処理の包括委託を受け、再委託により実施。
- ・ 島外への搬送に当たっては、災害廃棄物等の搬送専用の都コンテナを利用して密封性を保ったまま、地域海運業者の定期航路を利用した船舶輸送及び東京港から処理施設まで陸送。



出典:「令和7年台風第22号・第23号による暴風・大雨に係る八丈町災害廃棄物等処理実行計画」第2版 資料より

近年の災害発生及び災害廃棄物処理状況について

令和 7 年台風 22 号・23 号による暴風・大雨に係る八丈町災害廃棄物等処理実行計画(概要版)

【現 状】(令和 7 年 12 月時点)

□災害廃棄物等の処理見込量:約15万 t

□解体対象建物:49 棟
(住家:18 棟、非住家:31 棟)

(災害廃棄物等の種類別処理見込量)

廃棄物の種類		処理見込量 (t)
災害廃棄物等	家屋等から発生する災害廃棄物等	7,400t
	片付けごみ、解体廃棄物等	
その他・倒木等	倒木等	21,000t
	その他・倒木等	
選別処理が必要な土砂等		117,000t
合計		145,400t

【実行計画策定の目的】

災害廃棄物等を生活環境の保全等に配慮しつつ、適切かつ円滑、迅速な処理を進めるために必要な事項を整理

【災害廃棄物処理等の処理方針】

第一 優先度の高いものから迅速に災害廃棄物等の処理を進める。

第二 災害廃棄物等は、できる限り島内で処理を行う。島内で処理を行うことが困難な災害廃棄物等は、島内で前処理を行った上で、島外でその後の処理を行う。

第三 災害廃棄物等の分別を徹底し、埋立処分量の削減及び再資源化に努める。

第四 島内で行う災害廃棄物等の処理は、島内の事業者委託を行う。

第五 災害廃棄物の島外への運搬は、八丈島と東京港との間に定期航路を定めている海運業者に委託し船舶により行う。

第六 災害廃棄物等の処理に係る経費の削減に努める。

第七 災害廃棄物等の処理に当たっては、環境省、東京都及び区市町村等に協力を要請する。

(令和7年11月13日八丈町公表)

【処理期間】

□処理完了:令和 8 年 12 月末
(仮置場の原状復旧完了:令和 9 年 3 月末)

【仮置場等の位置図】(数量は令和 7 年 11 月末時点)

【八丈町災害廃棄物等の処理フロー】

被災現場	仮置場	搬出先
(1)家屋等から発生する災害廃棄物等 片付けごみ 解体廃棄物等	一次仮置場 (6箇所) ↓ 二次仮置場 (前処理)	コンクリートから(再資源化) 金属くず、4家電、不燃物、混合廃棄物(積替え保管・再資源化) 安定・管理型・土砂等(埋立処分) 可燃性粗大等 可燃性廃棄物(木くず等)(焼却処分) 廃木材(柱・角材、倒木等)(マテリアルリサイクル)
(2)その他・倒木等 倒木 廃棄物混じり土砂等		島内事業者(再資源化) 町による委託処理(島外搬出) 検討中 町破砕施設 町焼却施設 島外搬出(1:公設・東京港運搬公社) 合計 28
土砂等 選別処理が必要な土砂等(支庁、町道、その他)	土砂・倒木等選別(旧木島小学校グラウンド等)	土砂資材置場等 島内利用ほか 検討中

【全体工程表】

工程	令和7年度												令和8年度													
	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3								
町災害廃棄物処理実行計画	決定												詳細計画													
片付けごみ等における住民等による持込	決定												前倒の見直し、決定													
一次仮置場の運営	片付けごみ(建材等) 倒木等	①南原スポーツ公園災害廃棄物仮置場	運搬												搬出											
		②大賀郷仮置場	運搬												搬出											
		③三根仮置場	運搬												搬出											
		④根立仮置場	運搬												搬出											
		⑤中之郷仮置場	運搬												搬出											
		⑥未古仮置場	運搬												搬出											
二次仮置場の整備、運営	南原スポーツ公園の隣接地												整備													
島内処理	片付けごみ等(可燃ごみ、片付けごみ、コンガラ等)	町クリーンセンター												処理												
町による委託処理	片付けごみ等(300kg入、金くず、4家電、不燃物、混合廃棄物)	八丈町南原処理場(有明興業八丈島営業所)												解体等からの受入												
島外処理	廃木材、可燃性廃棄物(木くず等)	(公財)東京都環境公社へ包括委託(23区内の清掃工場・民間リサイクル施設)												海上輸送・マテリアルリサイクル・焼却処分												

【処理のロードマップ】

一次仮置場の一部撤去 令和 8 年 1 月末

一次仮置場の撤去 令和 8 年 3 月末

処理完了 令和 8 年 12 月末

仮置場の原状復旧完了 令和 9 年 3 月末

出典:「令和 7 年台風第 22 号・第 23 号による暴風・大雨に係る八丈町災害廃棄物等処理実行計画(概要版)」資料より

9

日本海沿岸の地震・津波被害想定について(R7年度北海道公表)

令和7年6月公表

日本海沿岸の「地震・津波被害想定」の概要

北海道
北海道防災会議地震防災対策における
減災目標設定に関するワーキンググループ

- 日本海沿岸で最大クラスの地震・津波が発生した際に想定される具体的な被害を算定して、その規模等を明らかにすることにより、道民の皆様に日頃から災害に備えることの重要性を周知するとともに、被害の最小化に向け、地域における防災対策の立案と今後策定する減災計画の基礎資料とすることを目的としています。
- 被害想定は、過去の災害などに基づいて算定した推計であり、避難時間の短縮や行政をはじめとする様々な主体の取組により被害を軽減することができます。

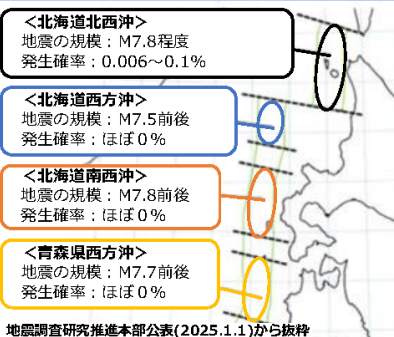
日本海沿岸の地震の特徴

○ 地震の特徴と地域特性

日本海沿岸で想定している地震は、陸地に近いところにある断層により発生するため、揺れが大きくなることに加え、地震発生から津波到達までの時間が短いという特徴があります。

○ 想定する地震の発生確率等

国は、30年以内の北海道沖での地震発生確率を0～0.1%と公表しています（本想定は15断層モデルの確率ではありません）が、発生確率が低くても日頃からの備えが重要です。



被害想定的前提条件・手法

○ 断層モデルの設定

2017年に「北海道日本海沿岸の津波浸水想定」で設定した15断層モデルとしました。

○ 想定する津波

国の検討会が示した考え方を基本とし、道のWGが2017年に公表した「北海道日本海沿岸の津波浸水想定」等の結果を用いています。

○ 想定手法

中央防災会議の手法を参考に時間帯別の人口動態や建物所在地等を可能な限り反映しています。

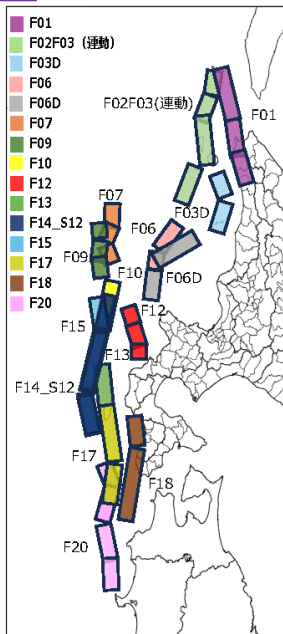
○ 推計する時期・時間帯

発生時期等により被害が異なるため「夏・昼」「冬・夕」「冬・深夜」の3パターンで推計しています。

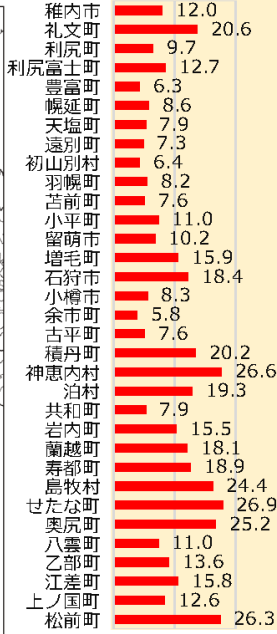
○ 避難行動の違い

直ちに避難70%(高)と20%(低)の2パターンで推計しています。

【断層モデル】



【最大津波高 (m)】



被害想定の結果（被害が最大となるもの）

○ 建物被害

- ・全壊 約16,000棟 (F01・冬)

○ 人的被害

- ・死者 : 約 7,500人 (F17 / 冬・深夜、早期避難率が低い場合)
- ・負傷者 : 約 5,300人 (F01 / 冬・深夜、早期避難率が低い場合)
- ・要救助者 : 約 5,600人 (F01 / 冬・夕方)
- ・低体温症要対処者 : 約 4,100人 (F02F03連動 / 冬・夕方)
- ・避難者 : 約59,000人 (F06D / 発生直後)

○ その他想定される被害

塀の転倒、災害関連死、避難者・避難所生活、帰宅困難者、鉄道・港湾・空港、上下水道、電力、通信、ガス、災害廃棄物、道路・交通、集客施設、孤立集落、農業・酪農・漁業被害など能登半島地震も参考に30項目273事例を記載しています。

被害の軽減に向けて

○ 避難行動の違いによる減災効果

直ちに避難する人の割合が増えることにより、人的被害が減少することが推計。避難意識の醸成、避難の準備、ハザードマップの確認、訓練の実施で減災効果が高まります。

○ 津波避難ビルの指定、避難路等の整備、建物の耐震化

津波避難ビルの指定、避難路や避難階段の整備、避難場所の確保、建物の耐震化、家具の固定等により、さらなる人的被害や建物被害の軽減が可能となります。

被害想定への今後の対応

・本想定は最大クラスの想定であり、次にどのような地震が発生するかは分かりません。津波から命を守るためには決して諦めないことが最も重要であり、日頃からハザードマップを確認し、強い揺れを感じたら素早く、より高いところに避難することが大切です。

・住民参加型の訓練や防災教育を加速させるとともに、家庭では家具の固定や備蓄など「日頃からの地震への備え」が重要です。

・この被害想定の結果を悲観するのではなく、地震に対し正しく恐れ、正しく備え、ソフト・ハード対策を総動員し、今後の防災対策や中長期的な視点に立った災害に強いまちづくりに大いに活かしていく必要があります。